

# 厚生部所管に係る部門功労表彰実施要領

## 第1 趣旨

この要領は、富山県表彰規則（昭和60年富山県規則第17号。以下「規則」という。）に基づく表彰事務取扱要綱（以下「要綱」という。）の定めるところにより、厚生部所管の部門功労表彰（以下「表彰」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 表彰の推せん基準

要綱第3-2-(1)に定める部門功労表彰に係る推せん基準は、次のとおりとする。

1. 個人にあつては、次のいずれかに該当する者で、別表に掲げる推せん基準に適合し、各部門において県民の模範となる者。
  - (1) 同一業務に10年以上精励し、優れた功績のあった者。
  - (2) 団体（市町村単位以上）の役員（理事以上）については、功労の積み重ねが10年以上で優れた功績のあった者。
  - (3) その他県民の福祉の増進に優れた功績のあった者。
2. 団体にあつては、次のいずれかに該当するもので、別表に掲げる推せん基準に適合し、各部門において県民の模範となるもの。
  - (1) 功労の積み重ねが、10年以上で優れた功績のあったもの。
  - (2) その他県民の福祉の増進に優れた功績のあったもの。

## 第3 表彰候補者の推せん

### 1. 推せん数

要綱第4-1-(2)に定める部門別、分野別推せん数は、別表のとおりとする。

### 2. 推せんの方法

市町村長又は団体の内申等に基づき、上記推せん枠の範囲内で各課長が推せんするものとする。

### 3. 推せん関係書類の提出方法等

- (1) 候補者が個人の場合は、個人調書（様式1号）により推せんし、団体の場合は、団体調書（様式2号）により推せんする。
- (2) 候補者が個人の場合は、戸籍抄本及び刑罰等調書（様式3号）を添付する。また、団体歴を有する候補者にあつては、その主なものについて関係団体調（様式4号）を添付する。
- (3) 推せん書類は、内申者において調整し、表彰単位毎に候補者一覧表（様式5号）を添付し、別表の担当課あて2部（戸籍抄本及び刑罰等調書は1部）提出する。

## 第4 表彰の制限

規則第3条及び要綱第5に定めるもののほか、次に該当する場合には表彰の対象としないものとする。

- (1) 同部門で部門功労表彰を受表彰したもの。
- (2) 同分野で知事感謝状を受け、10年を経過しないもの。ただし、永年勤続民生委員児童委員知事感謝状については、この限りではない。

## 第5 被表彰者数

要綱第7-(2)に定める部門別、分野別被表彰数は、おおむね別表のとおりとする。

## 第6 表彰の時期

要綱第8-(2)で定める部門別表彰の時期は、原則として別表のとおりとする。

## 第7 事務分掌

本要領で定める部門別、分野別表彰の取扱いは、別表に定める担当課において行う。

## 第8 関係部局との調整

本要領で定める部門別、分野別被表彰者の決定に当たっては、関係部局との調整を十分に行うものとする。

### 附 則

この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成3年度の部門功労表彰から適用する。

### 附 則

この要領は、平成4年9月9日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成5年12月14日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成6年2月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領の改正は、平成14年7月2日から施行し、改正後の要領の規程は、平成14年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成15年3月13日から施行する。

### 附 則

この要領の改正は、平成18年6月5日から施行し、改正後の要領の規程は、平成18年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成19年9月10日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。